

2024年7月26日

現代海上火災保険株式会社

**2024年(令和6年)7月25日からの大雨等による災害にかかる災害救助法適用地域において
被害を受けられたご契約者の皆さまへの特別措置適用について**

2024年(令和6年)7月25日からの大雨等による災害に伴い被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。お客様からの被害についてのご連絡につきましては、以下の事故受付窓口にて承っておりますので、ご案内申し上げます。

■事故受付窓口

| 電話番号 | 受付時間 |
|-----------------------|---------------------------|
| 0120-826-566(フリーダイヤル) | 土日・祝日・年末年始を除く午前9時～午後5時30分 |
| 03-5962-9520 | |

2024年(令和6年)7月25日からの大雨等による災害により、下記地域に災害救助法が適用されました。弊社では、当該地域でご契約いただいている皆さまを対象に、以下の特別措置を実施しております。これらの措置の適用をご希望のお客さまは、弊社代理店または末尾の弊社担当窓口までご連絡ください。

1. ご契約の継続手続き

災害救助法の適用日から、2ヶ月後の末日までに満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、災害救助法の適用日から2ヶ月後の末日までにご継続手続きを頂ければ、ご契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

2. 保険料払い込みの猶予

災害救助法の適用日から、2ヶ月後の末日までにお支払い頂くべき既存契約または継続契約の保険料につきましては、災害救助法の適用日から2ヶ月後の末日を限度に、その払い込みを延期することができます。

■災害救助法適用地域(2024年7月25日現在)

| 都道府県 | 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 猶予期日 |
|------|--|----------------|----------------|
| 秋田県 | 横手市(よこてし)、湯沢市(ゆざわし)、由利本荘市(ゆりほんじょうし)、大仙市(だいせんし)、にかほ市(にかほし)、仙北市(せんぼくし)、仙北郡美郷町(せんぼくぐんみさとちょう)、雄勝郡羽後町(おがちぐんうごまち)、雄勝郡東成瀬村(おがちぐんひがしなるせむら) | 2024年 7月25日 | 2024年 9月30日 |
| 山形県 | 鶴岡市(つるおかし)、酒田市(さかたし)、新庄市(しんじょうし)、寒河江市(さがえし)、村山市(むらやまし)、尾花沢市(おばなざわし)、最上郡金山町(もがみぐんかねやままち)、最上郡最上町(もがみぐんもがみまち)、最上郡真室川町(もがみぐんまむろがわまち)、最上郡大蔵村(もがみぐんおおくらむら)、最上郡鮭川村(もがみぐんさけがわむら)、最上郡戸沢村(もがみぐんどざわむら)、東田川郡庄内町(ひがしたがわぐんしょうないまち)、飽海郡遊佐町(あくみぐんゆざまち) | 2024年 7月25日 | 2024年 9月30日 |

■本件に関するお問い合わせ先

| 事務所 | 電話番号 | 受付時間 | 郵便番号 | 住所 |
|-------|-----------------|---------------------------------------|-----------|------------------------------------|
| 日本支社 | 03-5962-9500(代) | 土日・祝日・ 年末年始を除く 午前9時～ 午後5時30分 | 〒100-0005 | 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー19階 |
| 大阪事務所 | 06-6245-5447 | | 〒542-0081 | 大阪府大阪市中央区南船場3-11-18 郵政福祉心齋橋ビル7階 |

以上